

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>第I編 2 用語の定義</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日 <u>(ア)月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>(イ)通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。（詳細は運用を参照）</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。</p> <p>(4) 4週8休以上 (ア)土木工事の場合 <u>月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> <u>通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。</p> <p>(イ)港湾漁港工事の場合 <u>月単位の4週8休以上とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</u> <u>なお、通期の4週8休以上は適用しない。</u></p> <p>(5) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。（詳細は運用を参照）</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。</p> <p>(4) 4週8休以上 (ア)土木工事の場合 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。</p> <p>(イ)港湾漁港工事の場合 工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。 </p> <p>(5) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p>
<p>3 対象工事</p>	<p>3 対象工事 社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。</p>	<p>3 対象工事 災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。</p>
<p>4 工事費の補正</p>	<p>4 工事費の補正</p> <p>(1) 各経費の補正 週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(2) 市場単価 週休2日の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(3) 標準単価 <u>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</u></p>	<p>4 工事費の補正</p> <p>(1) 各経費の補正 週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(2) 市場単価 週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>(3) 標準単価 <u>「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用する。</u></p>

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
8 事務手続きについて	<p>8 事務手続きについて</p> <p>(1) 積算関係 当初積算時に、<u>月単位または通期の</u>「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。</p> <p>(2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。</p> <p>(3) 入札事務手続き関係 週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。</p>	<p>8 事務手続きについて</p> <p>(1) 積算関係 当初積算時に、_____「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。</p> <p>(2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。</p> <p>(3) 入札事務手続き関係 週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。</p>
12 附則	<p>12 附則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>12 附則 この要領は、令和6年 4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>_____</p>

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>第II編 2 用語の定義</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日交替制 <u>(ア)月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。</u> <u>(イ)通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。(年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間も含む。)</p> <p>(3) 休日率 対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の平均休日日数の割合をいう。</p> <p><u>(4) 4週8休以上</u> <u>月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p>(5) 技術者、技能労働者 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。 ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。</p> <p>(6) 発注者指定型 発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日交替制 <u>対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら所定の休日率が4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合が28.5%以上の水準の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。(年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間も含む。)</p> <p>(3) 休日率 対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の平均休日日数の割合をいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 技術者、技能労働者 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。 ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。</p> <p>(5) 発注者指定型 発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式</p>
<p>4 工事費の補正</p>	<p>4 工事費の補正</p> <p>(1) 各経費の補正 週休2日交替制の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。 補正対象は、労務費と現場管理費率のみとし、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。 ただし、見積による<u>機</u>材一式の施工単価については補正の対象としない。</p> <p>(2) 市場単価 <u>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</u></p> <p>(3) 標準単価 <u>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</u></p>	<p>4 工事費の補正</p> <p>(1) 各経費の補正 週休2日交替制の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。 補正対象は、労務費と現場管理費率のみとし、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。 ただし、見積により<u>機</u>材一式の施工単価については補正の対象としない。</p> <p>(2) 市場単価 <u>労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。</u></p> <p>(3) 標準単価 <u>「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（デジタル土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価（経済調査会ホームページ）」）」の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</u></p>
<p>8 事務手続きについて</p>	<p>8 事務手続きについて</p> <p>(1) 積算関係 当初積算時に、所定の休日率が<u>月単位または通期の「4週8休以上」</u>を確保する場合の補正を計上する。</p> <p>(2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、休日率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。</p> <p>(3) 入札事務手続き関係 週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。</p>	<p>8 事務手続きについて</p> <p>(1) 積算関係 当初積算時に、所定の休日率が _____ 「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。</p> <p>(2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、休日率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。</p> <p>(3) 入札事務手続き関係 週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。</p>

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
12 附則	12 附則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u>	12 附則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 —— —————

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>第Ⅲ編 3 対象工事</p>	<p>3 対象工事 社会的要請などの理由から完全週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が完全週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。</p>	<p>3 対象工事 <u>災害復旧工事</u>や社会的要請などの理由から完全週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、<u>災害復旧工事</u>等の本試行対象外工事であっても、受注者が完全週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。</p>
<p>4 工事費の補正</p>	<p>4 工事費の補正 (1) 各経費の補正 完全週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。 (2) 市場単価 <u>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</u> (3) 標準単価 <u>週休2日の補正係数を乗じるものとする。</u></p>	<p>4 工事費の補正 (1) 各経費の補正 完全週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。 (2) 市場単価 週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。 (3) 標準単価 <u>「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用する。</u></p>
<p>8 事務手続きについて</p>	<p>8 事務手続きについて (1) 積算関係 当初積算時に、「<u>完全週休2日</u>」を確保する場合の補正を計上する。 (2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。 (3) 入札事務手続き関係 週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。</p>	<p>8 事務手続きについて (1) 積算関係 当初積算時に、「<u>4週8休以上</u>」を確保する場合の補正を計上する。 (2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。 (3) 入札事務手続き関係 週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。</p>
<p>1 2 附則</p>	<p>1 2 附則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>1 2 附則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 _____</p>